

2 令和7年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 396事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から151事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係職種280人（行政職に相当する調査実人員260人）、初任給関係以外の調査職種3,933人（行政職に相当する調査実人員3,641人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、16,805人であり、行政職に相当するものは、11,119人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

(6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第1表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		127	40	56	31
農 業 , 林 業 , 漁 業		2	1	1	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		18	2	5	11
製 造 業		44	19	18	7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		24	7	14	3
卸 売 業 , 小 売 業		3	0	3	0
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		4	2	2	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		32	9	13	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が21所あった。
 2 調査対象事業所151所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた148所に占める調査完了事業所127所の割合（調査完了率）は85.8%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	212,150	220,457	204,291	215,000 *
	短 大 卒	178,101	—	178,101 *	176,100 *
	高 校 卒	181,905	186,055	171,875 *	168,300 *
新 卒 技 術 者	大 学 卒	233,880	257,360	216,093	—
	短 大 卒	202,177	219,000 *	196,570	202,633 *
	高 校 卒	180,826	190,109	176,572	173,750 *
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	221,845	235,833	209,855	215,000 *
	短 大 卒	190,730	219,000 *	186,446	187,471 *
	高 校 卒	181,408	187,170	175,006	170,480

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第3表 職種別給与額等

給与比較の対象職種
企業規模計（100人以上）

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			きまって 支給する給与 A (円)	う ち 時間外手当 B (円)	A－B (円)	
事務・技術関係職種	支 店 長	5	58.5	719,340	126	719,214
	工 場 長	2	56.0	614,004	0	614,004
	事 務 部 長	100	54.0	596,290	8,730	587,560
	技 術 部 長	68	54.5	648,934	6,782	642,152
	事 務 部 次 長	83	53.5	563,157	9,781	553,376
	技 術 部 次 長	41	53.7	580,393	21,546	558,847
	事 務 課 長	187	50.6	504,713	8,335	496,378
	技 術 課 長	119	50.2	601,467	6,599	594,868
	事 務 課 長 代 理	136	46.6	429,269	36,050	393,219
	技 術 課 長 代 理	33	43.7	421,192	53,584	367,608
	事 務 係 長	231	47.4	440,506	53,867	386,639
	技 術 係 長	134	47.6	601,476	110,395	491,081
	事 務 主 任	280	45.4	387,712	41,820	345,892
	技 術 主 任	147	41.4	463,853	99,825	364,028
	事 務 係 員	1,079	39.9	299,523	30,996	268,527
	技 術 係 員	519	35.8	353,548	68,850	284,698
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	4	54.5	251,681	7,920	243,761
研究関係職種	研 究 部（課）長	—	—	—	—	—
	研 究 室（係）長	—	—	—	—	—
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員間)」資格又は給与上の等級（格付）から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、②課長と係長の

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職7級、 8級
前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長 級専門職	企業規模500人以上 行政職7級、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職5級、 6級
前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	企業規模500人以上 行政職5級、6級 企業規模100人以上500人未満 行政職4級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職3級、4級 企業規模100人以上500人未満 行政職3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級、4級) 企業規模100人以上500人未満 行政職2級(一部は 3級)
	行政職1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事し ている者を除く。	
2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
構成員3人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記 研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

とは、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能間、③係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
教 育 関 係 職 種	学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	8	59.9	594,761	0	594,761
	大 学 教 授	52	57.6	555,529	0	555,529
	大 学 准 教 授	33	50.2	513,191	0	513,191
	大 学 講 師	30	40.6	438,923	0	438,923
	大 学 助 教	19	35.9	384,990	0	384,990
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	X	X	X	X	X
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	4	54.3	1,563,660	1,535	1,562,125
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	—	—	—	—	—
	薬 剤 師	4	33.5	346,650	1,590	345,060
	診 療 放 射 線 技 師	6	31.8	286,620	13,287	273,333
	臨 床 検 査 技 師	5	43.3	282,931	1,971	280,960
	栄 養 士	4	43.5	252,000	0	252,000
	理 学 療 法 士	28	30.8	261,921	3,222	258,699
	作 業 療 法 士	30	34.6	273,100	5,599	267,501
	総 看 護 師 長	X	X	X	X	X
	看 護 師 長	17	48.6	384,925	8,887	376,038
	看 護 師	36	37.2	299,979	8,104	291,875
准 看 護 師	10	40.8	240,446	23,966	216,480	

備 考	対 応 級
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			きまって 支給する給与 A (円)	う ち 時間外手当 B (円)	A - B (円)	
事務・技術関係職種 (再雇用者)	支店長・工場長	—	—	—	—	
	事務・技術部長	3	63.1	452,149	36,481	415,668
	事務・技術部次長	9	63.8	347,985	12,672	335,313
	事務・技術課長	8	64.1	297,103	12,500	284,603
	事務・技術課長代理	X	X	X	X	X
	事務・技術係長	3	65.4	251,999	11,678	240,321
	事務・技術主任	8	62.9	281,606	2,014	279,592
	事務・技術係員	122	62.4	224,571	9,814	214,757

備 考	対 応 級
事務・技術関係職種の備考欄参照	

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据 置 き	減 額	
			大 学 卒	規 模 計 (100 人 以 上)	39.8	
大 学 卒	500 人 以 上	55.8	(64.0)	(36.0)	(-)	44.2
	100 人 以 上 500 人 未 満	28.7	(71.8)	(28.2)	(-)	71.3
	【参考】 50 人 以 上 100 人 未 満	16.1	(66.7)	(33.3)	(-)	83.9
	高 校 卒	規 模 計 (100 人 以 上)	40.6	(89.1)	(10.9)	(-)
高 校 卒	500 人 以 上	60.4	(86.7)	(13.3)	(-)	39.6
	100 人 以 上 500 人 未 満	27.0	(91.7)	(8.3)	(-)	73.0
	【参考】 50 人 以 上 100 人 未 満	19.4	(100.0)	(-)	(-)	80.6

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(単位 %)

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		係 員	規模計 (100人以上)	63.1	3.9
	500人以上	83.1	0.0	0.0	16.9
	100人以上 500人未満	56.1	5.3	0.0	38.7
	【参考】 50人以上 100人未満	50.0	7.1	0.0	42.9
課 長 級	規模計 (100人以上)	56.6	4.0	0.0	39.4
	500人以上	72.7	0.0	0.0	27.3
	100人以上 500人未満	51.1	5.4	0.0	43.5
	【参考】 50人以上 100人未満	50.0	7.1	0.0	42.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所を100とした割合である。
なお、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(単位 %)

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係 員	規模計 (100人以上)	90.0	88.4	42.3	6.2	40.0	1.6	10.0
	500人以上	93.5	93.5	36.2	15.6	41.7	0.0	6.5
	100人以上 500人未満	88.6	86.3	44.8	2.3	39.3	2.3	11.4
	【参考】 50人以上 100人未満	79.2	79.2	33.3	8.3	37.5	0.0	20.8
課 長 級	規模計 (100人以上)	83.2	81.5	43.9	3.2	34.5	1.7	16.8
	500人以上	90.1	90.1	53.0	5.2	31.9	0.0	9.9
	100人以上 500人未満	80.6	78.2	40.4	2.4	35.5	2.3	19.4
	【参考】 50人以上 100人未満	79.2	79.2	33.3	8.3	37.5	0.0	20.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。
なお、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第6表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位 %)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
96.2	(8.7)	(65.9)	(1.3)	(24.1)	3.8

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2及びその3において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(単位 %)

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
49.4	(10.1)	(53.5)	(18.2)	(18.2)	50.6

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

(単位 %)

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
16.5	0.0	0.0	38.6	25.4	0.0	0.0	0.0
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
19.5	0.0						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

係員		課長級		部長級 (非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
61.8	38.2	59.2	40.8	59.1	40.9

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(第8表から第10表において同じ。)

第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	63.0	37.0	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区 分	項 目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
課 長 級		36.1	19.4	63.9
非 管 理 職		33.8	23.6	66.2

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第10表において同じ。)
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
76.2	78.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。